

## 第119号議案

### 島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「名称又は事務所、事業所若しくは寮等」を「名称及び事務所、事業所又は寮等」に改める。

第8条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 公益社団法人、公益財団法人又は法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体

第10条を次のように改める。

（個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金）

第10条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次のとおりとする。

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号の規定により財務大臣が指定した寄附金のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの（県内の事務所又は事業所の業務に充てられることが明らかなものであって、規則で定めるものに限る。）
- (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条各号に規定する法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの（県内の事務所又は事業所の業務に充てられることが明らかなものであって、規則で定めるものに限る。）
- (3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる支出金のうち、県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人（同法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対するもの（県内の事務所又は事業所の業務に充てられることが明らかなものであって、規則で定めるものに限る。）

(4) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により知事又は教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの

2 受領者（前項第1号から第3号までの寄附金若しくは支出金を受領した法人若しくは団体又は同項第4号の金銭が属することとなる信託財産に係る公益信託の受託者をいう。以下この項において同じ。）は、前項に規定する寄附金を最初に受領した日から2月以内に受領者の名称及び事務所又は事業所の所在地その他必要な事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更した場合にも、また、同様とする。

第13条第1項の表第1号の(4)中「(3)」を「(4)」に改め、同号の(4)を同号の(5)とし、同号の(3)中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同号の(3)を同号の(4)とし、同号の(2)の次に次のように加える。

(3) 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

第15条の4中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

第25条の2中「第39条の3の3」を「第39条の3の2」に改める。

第28条第3項第1号イ中「財団法人日本ゴルフ協会」の次に「（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

第46条第6号中「財団法人島根県環境保健公社」の次に「（昭和48年2月24日に財団法人島根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。以下「環境保健公社」という。）」を加え、同条第8号中「又は民法第34条に規定する公益法人」を「、公益社団法人、公益財団法人又は法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人」に改め、同条第9号中「民法第34条に規定する公益法人」を「公益社団法人、公益財団法人、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人」に改める。

第60条第3号中「財団法人島根県環境保健公社」を「環境保健公社」に改める。

附則第8項の前の見出し中「中小法人等」を「中小法人」に改める。

附則第10項及び附則第11項中「法人等」を「法人」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定、第15条の4の改正規定及び附則第3項の規定は平成21年4月1日から、附則第4項の規定は公布の日から施行する。

##### ( 旧民法第34条の法人に関する経過措置 )

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第8条第1号並びに第46条第8号及び第9号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

##### ( 県民税に関する経過措置 )

- 3 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税についての新条例第10条第1項の規定の適用については、同項第3号中「第41条の18の3」とあるのは、「第41条の18の3及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。

##### ( 寄附金の受領の届出に関する経過措置 )

- 4 新条例第10条第2項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する同条第1項に規定する寄附金について適用する。この場合において、この条例の公布の日の前日までの間に当該寄附金を受領した者に係る同条第2項の規定の適用については、同項中「前項に規定する寄附金を最初に受領した日」とあるのは、「島根県県税条例の一部を改正する条例（平成20

年島根県条例第 号)の公布の日」とする。